

## 横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 22 年 4 月 30 日 瀬地振第 202 号（区長決裁）

### （趣旨）

- 第 1 条 この要綱は、横浜市スポーツ施設条例（平成 10 年 3 月 25 日条例第 18 号）第 4 条に規定する横浜市瀬谷スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の指定管理者の選定を実施するための手続等を定める。
- 2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施しなければならない。

### （指定管理者の選定）

- 第 2 条 選定は、期間を定めた公募により実施する。
- 2 前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。
- 3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、区長は非公募により選定を行うことができる。
- 4 区長は、応募者の中からスポーツセンターの指定管理者を選定する。
- 5 区長は、次条に定める横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

### （指定管理者選定委員会）

- 第 3 条 スポーツセンターの指定管理者の選定について区長に対して意見を述べるため、横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

### （指定管理者の選定基準）

- 第 4 条 指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断することとする。
- (1) スポーツ振興施策の方針を理解し、スポーツセンターの設置理念に基づく運営が図られること。
- (2) スポーツセンターの管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有していること。
- (3) スポーツ施設の利用者の利便性向上が図られること。
- (4) スポーツ施設の効率的な管理運営が行えること。
- (5) その他スポーツ施設の設置目的を達成するための取組が優れていること。

(申請書等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、横浜市スポーツ施設条例施行規則及び別途定める指定管理者公募要項に定められた提出書類を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書類の一部又は全部を、委員会に必要な応じて提供する。

(選定の公表及び報告)

第6条 区長は、指定管理者の指定候補者及び次点候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募法人に通知するとともに、その結果を公表する。

2 区長は、指定について市会の議決を受けるために、市民局長へ選定結果を報告する。

(指定管理者の指定)

第7条 区長は、議会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

2 指定管理者に指定された者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月30日から施行する。